

議案第20号

三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第1条～第16条 略	第1条～第16条 略
(車賃) 第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき <u>16</u> 円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費	(車賃) 第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき <u>37</u> 円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費

を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 略
- 3 略

(日当)

第18条 日当の額は、別表の定額による。

- 2 日当は、県外（別に規則で定める地域を除く。）に旅行をした場合に限り、支給する。ただし、旅行の全行程に公用車を使用する場合（自家用車の公務使用取扱要領（平成6年三朝町訓令第1号）の規定に基づき、承認を受けた自家用車を使用する場合及び自動車を借上げて使用する場合を含む。）には、支給しない。

第19条以下 略

を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 略
- 3 略

(日当)

第18条 日当の額は、別表の定額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内旅行の場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、支給しない。ただし、陸路50キロメートル以上で、別に規則で定める県内市町村の区域への旅行の場合における日当の額は、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(2) 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の県外旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、同項の定額の2分の1に相当する額による。

- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

第19条以下 略

(三朝町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町証人等の実費弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)
略	略	16円	略	略	略	略	37円	略	略

(三朝町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後										改正前									
別表第2(第5条関係)内国旅行の旅費 1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料										別表第2(第5条関係)内国旅行の旅費 1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料									
区分	略	略	略	略	車賃 (1キロメートルにつき)	略	略	略	略	区分	略	略	略	略	車賃 (1キロメートルにつき)	略	略	略	略
略	略	略	略	略	16円	略	略	略	略	略	略	略	略	略	37円	略	略	略	略

(財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年三朝町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後								改正前									
別表第2 (第3条関係)								別表第2 (第3条関係)									
鉄道賃		略	略	車賃 1キロメートルにつき	略	略		略	鉄道賃		略	略	車賃 1キロメートルにつき	略	略		略
略	略				略	略	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略
略	略	略	略	16円	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

改正後					改正前				
略	略	10日	略	略	略	略	31日	略	略
略	略	10日	略	略	略	略	31日	略	略